



老振発0214第1号  
平成25年2月14日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護員養成研修の取扱細則について」の一部改正について

今般、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条の規定により、介護福祉士試験の受験要件として、6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することが位置付けられ、平成24年度からこのための研修（以下「実務者研修」という。）が実施されていることに伴い、別添新旧対照表のとおり「介護員養成研修の取扱細則について」（平成18年6月20日老振発第0620001号）を一部改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

(別添)

- 「介護員養成研修の取扱細則について」(平成18年6月20日老振発第0620001号厚生労働省老健局振興課長通知)  
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>I (略)</p> <p>II 訪問介護員養成研修課程</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 訪問介護員の具体的範囲等(政令第3条関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 実務者研修を修了している者については、当該研修における履修科目が、訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、1級課程の研修の全科目を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>(5) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)第2号から第16号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、訪問介護員養成研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>(6) 平成12年度以前に介護サービス技能審査に合格した者については、介護に関する一定の知識・技術を有する者として厚生労働省が認定し、「介護アテンドサービス士」の称号が与えられるものであることにかんがみ、必要に応じ、訪問介護員養成研修課程の一部を免</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>I (略)</p> <p>II 訪問介護員養成研修課程</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 訪問介護員の具体的範囲等(政令第3条関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)第2号から第16号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、訪問介護員養成研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>(5) 平成12年度以前に介護サービス技能審査に合格した者については、介護に関する一定の知識・技術を有する者として厚生労働省が認定し、「介護アテンドサービス士」の称号が与えられるものであることにかんがみ、必要に応じ、訪問介護員養成研修課程の一部を免</u></p>

除することができるものとする。その具体的な免除科目については、下記の項目を参考にして、各都道府県の判断により決定するものとする。

(7) 前記(2)から(6)までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が訪問介護員養成研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。

(8) 看護師等の資格を有する者等について、訪問介護員養成研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則に定める様式に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。

(9) 実務者研修を修了している者について、訪問介護員養成研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則に定める様式に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。

除することができるものとする。その具体的な免除科目については、下記の項目を参考にして、各都道府県の判断により決定するものとする。

(6) 前記(2)から(5)までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が訪問介護員養成研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。

(7) 看護師等の資格を有する者等について、訪問介護員養成研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則に定める様式に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。